

## 神戸港におけるコンテナ積替え促進事業 補助金交付要綱

令和元年7月17日 副市長決定

令和6年4月1日 改正

この要綱は、「神戸港におけるコンテナ積替え促進事業」にかかる補助金について、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、当該補助金の交付等に関して必要な事項を定める。

（目的）

第1条 この補助金は、神戸港におけるコンテナの積替えを促進することで、神戸港の港勢拡大を図ることを目的とする。

（対象者）

第2条 補助事業の対象となる者は、外航コンテナ船社またはその日本代理店とする。

（対象事業）

第3条 補助金交付の対象となる事業は、コンテナ積替えを神戸港で行うものであって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

（1）国際トランシップ貨物誘致事業

アジア域内において、外国港から外国港への実入りコンテナの輸送を神戸港経由（神戸港における国際トランシップ）で行うもの。

（2）空コンテナ回送拠点誘致事業

国内外を問わず、ある港から別の港への空コンテナの回送を神戸港経由で行うもの。ただし、外国港から外国港への回送においては、アジア域内の港間の回送を神戸港経由で行うものに限る。

2 補助金の交付を受けるにあたっては、第5条に掲げる補助対象期間中に、いずれかの事業を300TEU以上行うことを要する。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、次の各号に定めるとおりとする。

ただし、1事業者あたり5,000万円を限度とし、予算の範囲内で措置するものとする。

（1）国際トランシップ貨物誘致事業

1 TEUあたり5,000円

（2）空コンテナ回送拠点誘致事業

補助対象期間中の取扱いが



- 2 市長は、前項の報告があったときは、必要に応じて当該報告内容の根拠資料の提出を補助事業者を求めるものとする。
- 3 補助事業者は、前項の根拠資料の提出を求められたときは、速やかにこれを市長に提出しなければならない。
- 4 第1項の報告に記載された貨物量情報は、本市統計担当に提供するものとする。この情報が港湾調査情報と照合して齟齬がある場合は、本市統計担当から情報の確認を行う場合がある。

(実績報告書の提出)

第10条 補助事業者は、補助金規則第15条に基づき補助事業の実績を報告しようとするときは、補助事業実績報告書(様式第8号)及びコンテナ明細(様式第11号またはこれと同等の内容を記載した任意の様式)を当該補助事業の完了後、当該年度の3月15日までに市長へ提出しなければならない。

(交付額の確定)

- 第11条 市長は、補助金規則第16条による補助金の交付額の確定を行ったときは、補助金交付額確定通知書(様式第9号)により、速やかに補助事業者に通知するものとする。
- 2 市長は、確定した補助金の交付額が、補助金の交付の決定における交付予定額(第8条第2項の規定により変更された場合にあっては、変更後の金額)と同額である場合は、前項の規定による通知を省略することができる。

(補助金の支払い)

第12条 市長は、前条第1項の規定により交付額を確定した場合は、速やかに補助金を補助事業者に支払うものとする。

(交付決定の取消し)

- 第13条 市長は、補助金規則第19条による補助金の交付決定の全部又は一部を取消したときは、速やかに、その旨を補助金交付決定取消通知書(様式第10号)により補助事業者に通知するものとするものとする。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金を返還させるものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附則

この要綱は、令和元年7月17日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。